

共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
守山ケアハートガーデン グループホーム つづみの丘
運営規程

第1条（目的）

本規程は、ケアハートガーデン株式会社が開設する、守山ケアハートガーデン グループホーム つづみの丘（以下「事業所」という。）が行う共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という）の運営及び利用について、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、認知症の症状によって要介護の状態（介護予防にあつては要支援の状態）になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活上での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

第3条（運営理念）

「ずっと笑顔につつまれて、心に届くぬくもりを」をケアハートガーデン株式会社が開設するグループホームの共通理念とし、

- ① 今日1日が「明るい笑顔」と「元気な挨拶」から始まる、フレッシュな気持ちあふれるホームを目指します。
- ② ひとり一人に合わせた暮らしを「あきらめず」「決めつけず」じっくりと追求し心からくつろいで頂けるホームを目指します。

第4条（運営の方針）

- 1 共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「サービス」という）は、介護保険法並びに関係する省令、告示の趣旨及び内容に沿い、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者へのサービス提供に支障が生じないよう配慮し、利用者親族等との協働の下提供する。
- 2 利用者一人ひとりが何を大事にしているかを理解し、その人らしい生活を守り、生活の質を高められるよう、利用者の立場と利用者親族の立場になってサービスを提供する。
- 3 住み慣れた地域社会のつながり（地域行事・ボランティア団体・老人会・婦人会等）の中で、周辺症状を軽減する等自立生活を支援する。
- 4 利用者・利用者親族・地域社会のニーズの変化に対応して常に最善のケアを追求し進化していくよう努める。
- 5 関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図る。

第5条（所在地及び名称）

- 1 所在地 愛知県名古屋守山区百合が丘 3005 番地
- 2 名称 守山ケアハートガーデン グループホーム つづみの丘

第6条（職種、員数及び職務内容）

- 1 管理者 1名（常勤 介護従業者兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 2 介護従業者 7名以上
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第7条（営業日及び営業時間）

- 1 営業日 金曜日
ただし、併設する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者のサービス提供に支障が生ずる時は休業日とする場合がある。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時
ただし、利用者及び利用者親族等の個別事情に配慮し延長する場合がある。
- 3 サービス提供時間 午前9時から午後6時
ただし、利用者及び利用者親族等の個別事情に配慮し延長する場合がある。
- 4 延長サービス提供可能時間 午前7時から午前9時及び午後6時から午後8時

第8条（利用定員）

3名／ユニットとする。

第9条（サービスの内容）

事業の内容は次のとおりとする。

- （１）日常生活上の世話
- （２）食事の提供
- （３）入浴
- （４）機能訓練
- （５）レクリエーション
- （６）健康チェック
- （７）送迎
- （９）延長サービス（介護給付）
- （10）相談

第10条（利用料等）

- 1 サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次の各号に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。

① 食材料費	昼食 340 円、夕食 500 円、おやつ 120 円
② おむつ及びパット代	実費
③ その他費用	
ア 日常生活費	実費
イ 利用者の故意、重過失又は認知症の症状による行為により、設備又は機器を破損した場合の補修費用	実費
- 2 サービス提供時間内に 8 時間以上 9 時間未満のサービスを提供した場合であって、延長サービスを提供した場合は、9 時間以上 12 時間未満の部分について、延長サービス加算を適用する。
- 3 利用料は、月ごとに発行する請求書に基づき、口座自動振替、振込み又は現金によって指定期日までに支払いを受ける。

第11条（通常の事業の実施地域）

名古屋市守山区とする。

第12条（利用に当たっての留意事項）

利用対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- ① 要介護認定者（介護予防にあっては要支援認定者）でかつ認知症であると医師が認定する方
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がない方
- ③ 自傷他害により共同生活を営むことが困難とみなされない方
- ④ 医療専門職による積極的かつ、継続的な医療管理が常態となっていない方
- ⑤ 事業所の職員体制並びに設備及び機器によりサービス提供が可能と判断できる方
- ⑥ 原則として事業所の所在する市町村に住所を有する方
- ⑦ 原則として親族等との協働が期待できる方

第13条（秘密保持）

- 1 サービスを提供する中で知り得た利用者、利用者代理人及びその親族等に関する情報を、介護保険法その他法令に基づく事業者への調査の場合を除き、契約中及び契約終了後に第三者に漏らさない。ただし、あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人、及び親族代表者の同意を得た場合に必要限度で、利用者、利用者代理人及びその親族等の情報を提供及び活用することができる。
- 2 従業者は、在職中に知ることができた利用者、利用者代理人及びその親族等の情報を、在職中及び退職後に第三者に漏らさないことを定めた誓約書を提出する。

第14条（苦情処理）

- 1 受付窓口を設置し、利用者、利用者代理人又はその親族等からのサービスの提供に関する相談及び苦情に対応する。
- 2 運営マニュアル等を整備し、従業者に徹底する。

第15条（損害賠償）

- 1 利用者に事故が発生し、利用者の生命、身体又は財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償する。
- 2 前項の損害賠償のために賠償責任保険に加入し、利用契約時に加入状況を説明する。

第16条（衛生管理）

- 1 必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するとともに、従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。
- 2 運営マニュアル等を整備し、従業者に徹底する。
- 3 必要に応じ保健所の指導・助言を得るよう努める。

第 17 条（緊急時における対応策）

- 1 利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の病状又は容態が急変した場合、直ちに、利用者の主治医又は協力医療機関に連絡あるいは消防局に救急対応の依頼をするとともに、速やかに、あらかじめ届けられた連絡先に連絡する等必要な処置を講じる。
- 2 運営マニュアル等を整備し、従業者に徹底する。

第 18 条（非常災害時対策）

- 1 消防計画に基づき、通報訓練、避難訓練及び初期消火訓練等を利用者も参加して実施する。
- 2 運営マニュアル等を整備し、従業者に徹底する。
- 3 災害備蓄品を用意する。

第 19 条（職員研修の実施）

- 1 運営活動計画及び事業所の年間予定に基づき、介護技術・知識に関する階層別の研修を、年間を通し計画的に実施する。
- 2 必要に応じ外部研修の受講を奨励する。
- 3 O J T を随時行う。

第 20 条（記録の保存）

サービスの提供に関する記録を作り、契約終了後 5 年間は保存する。

第 21 条（運営推進会議への参加の奨励）

事業の円滑な運営に資するため、利用者、利用者代理人及びその親族等に、併設する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護における運営推進会議への参加を奨励する。

第 22 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 上記（１）から（３）までを適切に実施するための担当者を置く。

第 23 条（本規程に定めのない事項）

本規程に定めのない事項については、ケアハートガーデン株式会社の担当部門責任者と事業所の管理者との協議に基づき定める。

附 則 本規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

改定実施	令和	年	月	日
改定実施	令和	年	月	日
改定実施	令和	年	月	日
改定実施	令和	年	月	日
改定実施	令和	年	月	日